

I 調査のしくみ

1. 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的とする。

この報告書は、経済センサス—活動調査の調査結果を元に、本誌の商業の概況を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づいた基幹統計として実施。

3. 調査の期日

平成 24 年 2 月 1 日現在で実施。

「鶴岡市の商業」を作成するために使用してきた商業統計調査は、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに本調査を実施し、本調査の 2 年後に簡易な調査を実施することとしている。これまでの過去の調査年次は次のとおりであり、今回は商業統計調査の内容を含んだ経済センサス—活動調査として初めて実施されたものである。

調査年次	調査の種類	調査期日	調査年次	調査の種類	調査期日
昭和 27 年調査	甲・乙	9 月 1 日	昭和 57 年調査	甲・乙・丙・丙の 2	6 月 1 日
昭和 29 年調査	〃	〃	昭和 60 年調査	甲・乙	5 月 1 日
昭和 31 年調査	〃	7 月 1 日	昭和 61 年調査	丙	10 月 1 日
昭和 33 年調査	〃	〃	昭和 63 年調査	甲・乙	6 月 1 日
昭和 35 年調査	甲・乙・丙	6 月 1 日	平成元年調査	丙	10 月 1 日
昭和 37 年調査	〃	7 月 1 日	平成 3 年調査	甲・乙	7 月 1 日
昭和 39 年調査	〃	〃	平成 4 年調査	丙	10 月 1 日
昭和 41 年調査	〃	〃	平成 6 年調査	甲・乙	7 月 1 日
昭和 43 年調査	〃	〃	平成 9 年調査	甲・乙（本調査）	6 月 1 日
昭和 45 年調査	〃	6 月 1 日	平成 11 年調査	甲・乙（簡易調査）	7 月 1 日
昭和 47 年調査	〃	5 月 1 日	平成 14 年調査	甲・乙（本調査）	6 月 1 日
昭和 49 年調査	〃	〃	平成 16 年調査	甲・乙（簡易調査）	〃
昭和 51 年調査	〃	〃	平成 19 年調査	甲・乙（本調査）	6 月 1 日
昭和 54 年調査	甲・乙・丙・丙の 2	6 月 1 日			

甲 調査 = 法人組織の卸売・小売業（昭和 27 年～33 年は飲食店を含む）

乙 調査 = 個人組織の卸売・小売業（昭和 27 年～33 年は飲食店を含む）

丙 調査 = 一般飲食店（昭和 35 年～51 年はその他の飲食店を含む）

丙の 2 調査 = その他の飲食店

4. 本書の集計対象の範囲

産業大分類が「I—卸売・小売業」に格付けられた事業所について、以下の通り集計したものである。なお、販売業務に付随して行う軽度の加工（簡易包装，洗浄，選別），取付修理は本分類に含まれる。

①「全数編」

産業大分類「I—卸売・小売業」に格付けられた全てを集計対象としているが年間商品販売額、商品手持額及び売場面積は、数値が得られた事業所について集計した。

②「格付可編」

産業大分類「I—卸売・小売業」に格付けられた事業所のうち、以下のすべてに該当する事業所について集計した。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと。
- ・「事業別売上（収入）金額」の「商業」（「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したもの。）に金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること。

このため、上記①とは一致しない。

5. 調査の系統

調査の系統及び調査方法は以下の①、②による。

- ① 単独事業所企業は申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式
- ② 複数の事業所を有する企業については本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

6. 用語の定義

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所。
- ② 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売する事業所。
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど））を販売する事業所。
- ④ 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的事務を行っている事業所を除く）。
例えば家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

- ⑥主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業とよばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所。
② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所。
③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所。

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類 R-サービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

⑤ ガソリンスタンド

- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所など）で主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1 企業 1 事業所）をいう

(5) 本店

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本店とし、他の事業所は支店としている。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。また、上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

(7) 開設時期

平成 24 年 2 月 1 日現在で所在している場所において、事業を始めた時期とする。

(8) 従業者及び就業者

平成 24 年 2 月 1 日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

- ①「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ②「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けずに、常時従事している者をいう。
- ③「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で、給与を受けている者をいう。
- ④「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成 23 年 12 月、平成 24 年 1 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

- ⑤「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。
- ⑦「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者数」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。
- ⑧「パート・アルバイト等の 8 時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等従業者について平均的な 1 日当たりの労働時間である 8 時間に換算したものをいう。

(9) 年間商品販売額

平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売りの商品販売額を加えることにより算出した。

(10) その他の収入額

平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの 1 年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

(11) 商品手持額

平成 23 年 12 月末日現在、販売目的で保有している全ての手持商品額（仕入れ時の原価による）。

(12) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の 50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。

- ①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている。

②店に備え付けの買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選びとれるようなシステムをとっている。

③売場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

(13) 売場面積（小売業のみ）

平成 24 年 2 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

7. 産業分類の格付け方法

産業分類別統計表は、原則として日本標準産業分類に基づき、産業分類の格付けを行って事業所の数値を集計している。

(1) 一般的な方法

①取引商品が単品の場合は、活動調査の卸売及び小売業で用いる商品分類番号（以下「商品分類番号」という。）の 4 桁で産業細分類を決定する。

②取引商品が複数の場合は、まず卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と小売の商品販売額を比較し、いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

③産業分類の格付けについては、商品分類番号上位 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位 2 桁によって、産業中分類（2 桁分類）を決定し、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位 3 桁、上位 4 桁の順に分類し、産業細分類（4 桁分類）を格付する。」

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

①卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」

表 2 の財別（生産財、資本財及び消費財）の 3 財にわたる商品を卸売りし、各財の販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の 10%以上で、従業員が 100 人以上の事業所。

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表 2 の財別（生産財、資本財及び消費財）の 3 財にわたる商品を卸売りし、商品分類番号上位 3 桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額（仲立手数料を除く）の 50%未満で、従業員が 100 人未満の事業所。

表2 財別と商品分類

財別	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
生産財	5 1 1	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
	5 3 2	化学製品卸売業
	5 3 3	石油・鉱物卸売業
	5 3 4	鉄鋼製品卸売業
	5 3 5	非鉄金属卸売業
	5 3 6	再生資源卸売業
資本財	5 3 1	建築材料卸売業
	5 4 1	産業機械器具卸売業
	5 4 2	自動車卸売業
	5 4 3	電気気化器具卸売業
	5 4 9	その他の機械器具卸売業
消費財	5 1 2	衣服卸売業
	5 1 3	身の回り品卸売業
	5 2 1	農畜産物・水産物卸売業
	5 2 2	食料・飲料卸売業
	5 5 1	家具・建具・じゅう器等卸売業
	5 5 2	医薬品・化粧品等卸売業
	5 5 3	紙・紙製品卸売業
	5 5 9	他に分類されない卸売業

なお、上記ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類が「536」（再生資源卸売業に属する品目）のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」（他に分類されない卸売業に属する品目）のみ場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

ウ 「5598 代理商、仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付けする。

②小売業

ア 「5611 百貨店、総合スーパー」

表3の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

表3の「衣」、「食」及び「他」にわたる商品を小売し、「衣」、「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表4の商品分類番号上位3位で分類集計した小売販売額が3つ以上あり、そのいずれもが商品分類番号「58」（飲食料品小売業に属する品目）の総額の50%に満たない事業所をいう。

表3 「衣」、「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

表4 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	以下の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。

- ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を小売している事業所
- ・セルフサービス方式を採用しており、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかの事業所をいう。

- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売している事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「6092」（たばこ・喫煙具専門小売業に属する品目）の販売額が小売販売額の90%以上の事業所をいう。

ク 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0 m²の事業所をいう。

8. 利用上の注意

(1) 「不詳」について

① 「売場面積」については、当該項目について調査していない牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古車）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所を不詳とした。

② 開店時刻・閉店時刻及び営業時間階級については、営業時間に関する項目について調査していない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）の事業所を不詳とした。

(2) 年間商品販売額、商品手持額及びその他の収入額の産業分類別数値については、十万円単位で四捨五入を行い百万円単位での金額表示しているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。

(3) 「個人」には「法人でない団体」を含む。

(4) 各項目の金額は単位未満の数字を四捨五入したため、内訳合計と総数が一致しない場合がある。

(5) 統計表中の符号は次のとおりである。

[-] … 皆無又は該当のないもの

[0] … 単位未満のもの

[…] … 不詳のもの

[△] … 負数のもの

[X] … 事業所数が1又は2の場合に、秘密の保持上秘匿したことを示す。また、事業所数3以上であっても、各統計表の関連から秘匿したものもある。

この報告書に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

鶴岡市企画部政策企画課 統計調査担当

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号 TEL 0235 (25) 2111 内線 529